

防装庁（事）第14号
27.10.1
一部改正 防装庁（事）第193号
令和2年4月1日
一部改正 防装庁（事）第22号
令和5年2月21日
一部改正 防装庁（事）第197号
令和5年6月16日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省研究開発評価指針について（通達）

標記について、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37条）第4条の規定に基づき、防衛省研究開発評価指針について（防経技第5778号。20.5.7）の別添が別紙のとおり改正されたので通達する。

添付書類： 別紙

防衛省研究開発評価指針

第1 研究開発評価の基本的な考え方

1 本指針の位置付け

研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と整合を図るものとする。

2 防衛省における研究開発の特性

防衛省における研究開発は、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部（以下「各自衛隊等」という。）で使用される装備品等に関し実施しており、次に示すとおり、広く科学技術の発展のために行われている他省庁、独立行政法人等の研究開発とは異なった性格を持っている。

(1) 使用者が明確

研究開発の成果は各自衛隊等における装備品等の質的向上に資することが最終的な目的であることから、研究開発の成果の利用者が各自衛隊等に限定されている。

(2) 特殊な目標設定

特に、技術開発においては、各自衛隊等からの要求に基づき、数年から10数年後には各自衛隊等で使用されることを想定した装備品等の設計、試作及び試験を行っていることから、その目標は高度かつ特殊であることが多い。

(3) 広範多岐な対象技術領域

研究開発の対象とする技術分野は、例えば、航空機等の大型システムから個人装具に至るまで、非常に広範多岐にわたっている。

(4) 多様な研究開発段階

各自衛隊等の要求により実施される装備品等の開発から、防衛装備庁独自の発意に基づく比較的遠い将来に向けた基礎的研究、軽易な改善を目的とする研究改善まで様々な段階の研究開発が存在している。

(5) 外部の専門家の制約

装備品等に用いられる技術は、分野によっては特殊性が強いために評価の客観性が担保できる外部の専門家が必ずしも存在するものではない。

3 研究開発評価の基本理念

防衛省の政策目的に合致した研究開発がなされるように、実効性及び継続性が

確保され、かつ、前項の防衛省の特性を踏まえつつ、最大限、客観性及び透明性が確保された評価を行うことが適切である。また、民間の先端技術の進展や防衛上・運用上の環境変化を的確に捉え適時・適切な評価を行うことによって先進的な装備を提供できるようにするべきである。これらの点を踏まえた研究開発評価の基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 実効性の確保

防衛力整備の目標と整合を図った評価が実施されるよう、研究開発の実施の観点だけではなく、防衛力整備全体の観点からの評価及びその評価を研究開発に反映させることにより、評価の実効性を確保する。

さらには、防衛装備庁で実施される事業着手前の代替分析や研究開発の適性かつ効率的な遂行に寄与するため、適時適切な評価を実施することで、評価の実効性を確保することとする。

(2) 継続性の確保

個々の評価結果を研究開発実施に対して、繰り返し反映できる枠組を確保することにより、継続性のある評価方法で評価を行うものとする。

(3) 客観性の確保

評価の実施に当たっては、秘密の保全に十分留意しつつ可能な限り外部の専門家による意見を聴くものとする。

(4) 透明性の確保

評価基準や評価項目をあらかじめ明確に定めるとともに、評価の内容を可能な限り公開する。

第2 研究開発評価の実施

1 研究開発評価の類型

研究開発評価は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 事業評価

事業評価の対象範囲は、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「訓令」という。）第1条に規定する装備品等の研究開発とする。ただし、個々の装備品等の研究及び研究改善のうち研究総経費（評価時点における総経費をいう。）が10億円未満の研究については評価の対象外とし、訓令第4条第1項第4号に規定される委託に基づく科学技術の研究については別途定める要領によるものとする。

個々の装備品等の研究開発又はそれらによって構成される研究開発プログラムの妥当性を、事前、中間、事後及び追跡の各段階において評価する。

なお、各段階における評価においては、相互運用性等の統合運用を円滑にす

るための観点を踏まえるほか、次の観点について留意するものとする。

ア 目標評価（防衛力整備の観点を中心とした目標の適正性の評価をいう。以下同じ。）

装備品等の研究開発の対象となる装備品等の運用構想とこれに基づく装備構想、要求性能等の様々な目標が、防衛力整備の観点から合理的かつ効率的に設定されているか否かについての評価

イ 技術評価（目標達成のための技術的实施手段の適正性の評価をいう。以下同じ。）

設定された目標を実現するに当たり、技術的観点から効率的かつ効果的な対応が成されているか否かについての評価

(2) 機関評価

研究開発機関等における業務内容、研究試験の実施状況等を把握し、研究分野の設定方法及び研究体制の妥当性等を必要な範囲で評価する。

2 研究開発評価の体制

前項の各種評価については、防衛省における研究開発の特性を踏まえ、部内の評価の対象となる主体（以下「被評価主体」という。）の自己点検による評価を基本とするが、当該点検については、評価を実施する主体（以下「評価実施主体」という。）が、その内容を確認するものとし、評価実施主体が必要であると認める場合には、装備取得委員会に置く技術評価部会による審議を受けるものとする。また、評価に当たっては、可能な範囲で積極的に外部の専門家の意見を聴取するものとするほか、十分な人員及び予算を確保し、次のとおり評価体制の整備を図るものとする。

(1) 部内評価

ア 評価実施主体

各自衛隊等要求の研究開発及び研究改善に関する事前評価については、装備品等の研究開発着手の妥当性について、目標評価が最も重要となることから、整備計画局防衛計画課が評価実施主体の中心となり実施する。その際、情報本部要求の研究開発及び研究改善に関するものについては防衛政策局調査課が必要な協力を行う。また、防衛装備庁は、経費見積を含む技術評価に関して整備計画局の評価の実施に必要な協力を行う。

各自衛隊等要求の研究開発及び研究改善に関する事前評価以外の評価については、装備品等の研究開発の実施段階における技術評価が主体となることから、研究開発評価の対象に係る事務を所掌する防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官又は技術戦略部技術計画官が評価実施主体の中心となり評価を実施する。その際、必要に応じて実施する目標評価については、整備計画局防衛計画課及び防衛政策局調査課が必要な協力を行う。

イ その他

技術評価部会における評価要領については、防衛装備庁長官が定める。

(2) 外部評価

ア 外部評価の基本的な考え方

大綱的指針においては、「必要に応じて外部の専門家の意見により客観的根拠の質を高める等の工夫をすることにより、評価に必要十分な専門性を補完・確保する」とされており、大綱的指針の対象とする国の研究開発の範囲は、国費によって実施される研究開発全般であり、防衛省における装備品等の研究開発も基本的には例外ではない。また、大綱的指針は、基本的な事項について整理したものであり、評価を実施する主体が政策・施策等の目的や研究開発の性格に応じて、それぞれに適した評価を行うことが必要であり、評価結果の公開等については国家安全保障等に十分配慮することとされている。

こうした点を踏まえ、防衛省の装備品等の研究開発の特性を考慮した外部評価の基本的考え方は、次のとおりとする。

装備品等の研究開発に対しての最終的な評価、即ち装備品等として部隊の使用に供し得るか否かについての判断は使用者たる各自衛隊等が行うことは言うまでもない。また、技術的観点からの評価についても各自衛隊等が積極的な参画をすることが客観性の確保からも適切である。

なお、装備品等の研究開発であって技術的観点からの評価が主体となるものについて、十分な技術的知見を有し、評価の客観性が担保できる外部の専門家が存在する場合には、その視点を活用することとする。

イ 評価対象

外部の専門家による意見の聴取は、対象の候補となる研究開発項目としては高度の秘密保全が求められるもの以外すべて(研究活動に支障のない範囲)とする。

ウ 実施体制

外部の専門家による意見の聴取は、技術的観点からの評価を行うという性格から、防衛装備庁に、組織として独立性を確保した外部の専門家からなる委員会を設置して行うものとする。

3 研究開発評価の基準

個々の研究開発評価の基準は、評価対象、評価類型及び評価の観点によって大きく異なることから、評価の目的に応じて事前に設定することを原則とする。

4 研究開発評価の結果等の取扱い及び開示の在り方

研究開発評価の結果については、評価の目的に照らして適切に活用されなければならない。特に、研究開発事業の評価については、当該事業に対する資源配分に適切に反映される必要がある。

評価結果を踏まえ、適正化が図られる研究開発事業及び近い将来に実現が期待される装備品等についての見積りは、装備取得委員会における討議に供され、防

衛装備庁による優れた装備品の創製に寄与するものでなければならない。

評価項目、評価基準及び評価結果については、大綱的指針に示されているように、個人情報、企業秘密の保護、国家安全保障及び知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で開示を行う。

第3 研究開発評価における留意事項

1 評価実施主体と被評価主体の関係

研究開発評価作業の効果的な実施に当たっては、評価実施主体と被評価主体が有する情報と知見を積極的に提供し合うという協調関係と、評価実施主体もその評価能力を評価されるという意味での緊張関係を構築し、双方が意見を述べ合いながら評価を確定していく必要がある。

その過程において、被評価主体が、評価対象とされた事業について、全体の中での位置付けを明確に意識するとともに、評価の内容を正確に理解し、評価結果を確実にその後の施策の企画立案に反映させていくものとする。

2 評価者の確保・育成

評価者の確保のためには、研究開発評価を恒常的に実施することが必要不可欠であり、評価を実施するものとしてこれに努めていくことが求められる。また、評価者の質の向上のため、適切な措置を講じていくことが重要である。

3 評価手法の向上

装備品等の研究開発評価は、評価時点では見通し得なかった技術や社会情勢の変化が将来的に発生し得るという点で、常に不確実性を伴うものである。したがって、評価実施主体は、その不確実性を認識した上で、評価時点で最良と考えられる評価手法を取るよう努める必要がある。

4 その他の留意事項

研究開発は必ずしも成功するとは限らず、失敗から貴重な教訓が得られることもある。したがって、失敗した場合には、まず、その原因を究明し、その後の研究開発にこれを生かすことが重要であり、成果が上がらなかったことをもって短絡的に従事した研究者や機関を否定的に見るべきではない。特に、評価が独創的な研究開発の阻害要因とならないよう留意する必要がある。

第4 雑則

1 委任規定

この指針に定めるもののほか、指針に関する細部事項については、防衛装備庁長官が定めるものとする。

2 本指針の見直し

本指針については、プロジェクト・マネージャーの置かれる研究開発等の評価

の実施の成果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。